

法律扶助だより



入谷の朝顔市

東京・入谷（台東区）の初夏の風物詩「朝顔市」は、御徒町の幕府下級武士の内職だった朝顔作りを、明治に入り周辺の植木屋が観賞用に鉢植えにして売り出したのがその始まりだといわれる。今では入谷鬼子母神境内から門前の言問通りに百軒を超える露店がひしめき、十萬鉢を超える「行燈作り」の朝顔が、梅雨空の下で清涼感を誘っている。

（撮影：編集事務局）

CONTENTS

・特集・

法律扶助協会の自主事業……………2

「法律扶助のあり方考える原点に
—自主事業の歴史と現状—」

事務局長 大石 哲夫

「外国人人人権救済事件援助事業の存続を！」

弁護士 広津 佳子

「大阪支部における
『未成年後見人援助事業』について」

大阪支部副支部長 澁谷 眞

「精神障害者法律援助について」

福岡県支部事務局長 堀 繁造

民事法律扶助はこう変わる……………10

平成17年度の事業から……………12

リーガルサービスセンターの

第6回国際会議に出席して……………14

首都大学東京法科大学院教授

我妻 学

日本司法支援センター中期計画……………17

TOPICS……………19



財団法人 法律扶助協会

法律扶助協会の自主事業

時代のニーズに対応する 多彩な活動

本年10月からの、民事法律扶助事業の日本司法支援センターへの移管に伴い、法律扶助協会の他の事業―「自主事業」をどのように引き継いでいくのかが次の焦点となっている。

民事法律扶助事業以外の協会の事業を「自主」事業と呼ぶようになったのは平成12年の民事法律扶助法以降のことであるが、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添扶助をはじめ、協会では本部の管理のもとで7つの、個々の支部のもとで43の事業を実施している。これらの中には実施規模や内容からみて、「事業」と呼ぶにはいささか大仰な感じのするものもあるが、これからの法律扶助制度のあり方を考える上で極めて重要な示唆を与えるものも少なくない。

「自主事業」の現状をふりかえり、その意義を考えてみたい。

法律扶助のあり方考える原点に

―自主事業の歴史と現状―

法律扶助協会 事務局長 大石 哲夫

国庫補助の対象事業では 充足されないニーズ

昭和27年に協会が発足して以来、法律扶助は「資力の乏しい人に裁判費用を立替える制度」として説明されることが普通であった。その当否は別として、この説明は裁判費用の立替制度として出発し、国が資金を提供するようになった昭和33年以降も立替制度として維持された日本の民事法律扶助の内容を言い当てていたといえる。

ところで、日本の制度は、裁判費用の立替の前提となる無料の法律相談援助を欠いていた。また、立替制度であるために、費用の償還が出来ない、その意味では法律扶助の第一順位にあるべき人を制度から遠ざける性質を持っていた。刑事の面でも、刑事国選弁護が起訴後の弁護に限られていたために、逮捕時の援助の必要が語られていた。協会に民事法律扶助以外の各種事業を開始させた背景には、国の補助対象である民事法律扶助では充足されない、こうしたニーズがあった。

トータルな制度目指した無料法律相談事業

交通事故事件の援助の激減を背景に、日本自転車振興会補助金の打ち切りや、寄付金収入の減少により、昭和

47～8年に運営の危機を経験した協会では、裁判費用の立替という、援助の最終ステージしか持たない法律扶助に援助への入口を用意しなければならないという見地から、日本船舶振興会（日本財団）の補助金を受け、49年度から全国で無料法律相談事業を開始した。この事業に対しては、ギャングルの助長に繋がるという批判からか、10あまりの支部は参加しなかったが、次第に実績を伸ばし、50年代中盤には常設相談として年間2万件、巡回相談として3千件の実績を挙げることとなった。この相談は当時の人口10万人以上の自治体の法律相談の規模である約20万件と比べても相当なものであり、やがて平成5年度からの、国庫補助金による法律相談援助の開始につながっている。

事業の幅広げた難民法律援助 中国残留孤児援助

日本の難民条約の批准の結果、昭和58年（1983年）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は日本に庇護を求める人々に対する法的援助（法律相談や難民認定申請の援助）を協会に求めてきた。そこで同年12月から、協会は本部において援助活動を開始した。この、もっぱら外国人を援助するためのスキームは援助を担当する弁護

士の確保という点でも、難民のレセプションなどの面でも大きな負担ではあったが、当初はイラン難民などが主流であったこの援助はやがてポートピアブルの増加などの中でインドシナ難民を援助対象の中心とする活動にひろがり、アジア福祉教育財団難民事業本部の要請にこたえて、各地の定住促進施設での日本の法律の講義や相談を実施することにも広がっていった。協会がのちに製作した書籍「外国人のための日本の暮らしと法律」は、こうした活動の中でインドシナ難民の人々のためのやさしい日本法の案内として作られた案内書を基礎としている。

同じころ、中国残留孤児の日本への帰国、定住の動きの中で、孤児の就籍が課題となり、中国残留孤児国籍取得支援活動が日本財団の補助を得てスタートした。この活動はその後肉親の判明しないケースについては厚生省の資金による援助がなされることとなり、今日にいたっている。

国選弁護の拡大もたらした 刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添扶助

平成に入る前後から、弁護士会では起訴前の被疑者に対する刑事弁護の重要性が以前にもまして語られるようになり、英国のデューティー・ソリシター（当番弁護士）の紹介などがなされたことを契機に平成2年、日弁連は接見後の起訴前援助を必要とする被疑者のための援助の開始を協会に求めてきた。

協会本部では、こうした活動を支える資金を調達することができなかったため、本部では刑事被疑者弁護援助

の実施要綱だけを作り、実際の活動は各支部に委ねることとなった。そこで、この活動は支部により大きな違いを残しながらも着実に広がり、平成6年度からは日弁連の当番弁護士基金の創設に支えられて大きく発展した。刑事被疑者弁護援助を法律扶助制度の一部として国費で行うべきであるという意見は平成6年から開始された法律扶助制度研究会でも強く主張されたが、法務省の容れるところとは成らず、平成12年には民事法律扶助法が成立したが、その後の折衝を経て、刑事訴訟法の改正により刑事被疑者弁護援助の一部は刑事国選弁護の内容となっている。

また少年保護事件付添扶助は、昭和48年度から、はじめは東京と愛知で細々と始められたが、平成年代に入って多くの支部に普及し、今日に至っている。

新しい実験、犯罪被害者法律援助

平成13年度からは犯罪被害者のための弁護士の援助が開始された。この事業は、近い将来国庫による援助制度が不可避のものになるという予測のもとで、公的制度として構築していくためのパイロットとして位置付けられ、5年の実績を持っている。17年度では実績は全国で115件となり、その重要性が改めて認識されている。

人権救済、精神障害者援助など多彩な活動

支部における自主事業の展開も多彩である。まず、さまざまな理由で法律相談援助としては実施できない法律相談が各地で自主事業として実施され、平成17年度では1万4千件に達している。また、外国人人権救済援助、

犯罪被害者法律援助事業 実績の推移

			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
援助件数			38件	73件	81件	96件	115件
支出総額			3,800,000円	7,265,950円	8,270,000円	11,234,850円	14,622,575円
日本財団助成金（決算額）			3,040,000円	5,812,000円	6,400,000円	8,987,000円	11,698,000円
事業 実績	被害の態様	性被害	15件（38%）	28件（38%）	47件（58%）	39件（41%）	51件（44%）
		傷害・傷害致死	12件（32%）	20件（27%）	14件（17%）	39件（41%）	33件（29%）
		殺人・殺人未遂	4件（11%）	8件（11%）	11件（14%）	12件（12%）	24件（21%）
		その他	7件（19%）	17件（23%）	9件（11%）	6件（6%）	7件（6%）
	援助申込者	男	14人（37%）	15人（21%）	15人（19%）	34人（35%）	33人（29%）
		女	24人（63%）	58人（79%）	66人（81%）	62人（65%）	82人（71%）
	援助内容＊ （複数活動あり）	刑事告訴	16件	38件	27件	30件	33件
		法廷での支援活動	12件	20件	27件	29件	46件
		刑事和解含む示談交渉	5件	12件	27件	60件	66件
		刑事記録閲覧・謄写	5件	4件	19件	28件	55件
		検察審査会申立	2件	1件	1件	6件	2件
		マスコミ対応	2件	4件	4件	9件	16件
		被害届提出	—	24件	5件	6件	6件

＊継続的な相談、刑事手続きに関する情報提供はほぼ全件において行っている。

＊その他の援助としては、犯給法申請、事情聴取や捜査機関への付添等がある。

子どもの人権救済援助、ホームレス自立支援援助、精神障害者援助などが各地の支部で取り組まれている。これらの援助活動はいずれも、法律扶助の理念から見れば最初に公的な援助制度として取り組まなければならないものであろうが、「民事裁判費用の立替」を内容とする民事法律扶助スキームでは対応のできないものであり、重要な補完的制度ということができるだろう。

協会の自主事業に費やされる直接の支出は17年度で約12億1,300万円にのぼるが、そのうち56.2%にあたる6億8,183万円が刑事被疑者弁護援助に、32.1%にあたる3億8,959万円が少年保護事件付添援助にあてられる一方で、支部が実施する他の事業の規模は相談を合わせても1億2,039万円（9.9%）にとどまっている。

また自主事業のうち、刑事被疑者弁護援助と少年保護

事件付添援助に対して日弁連は弁護士会と協会本部を通じて7億1,961万円を負担している。

55年に及ぶ協会の歴史の中で、次々に登場してきた「自主事業」を振り返るとき、もしこうした事業を持たなかったならば、協会の事業は今よりはるかに色あせたものになっていたのではないだろうか。

平成17年度 自主事業の実績

事業	17年度実績（ ）内は16年度			
	実績		支出金額（単位千円）	
1. 無料法律相談（国庫補助対象外）				
①支部主催相談・記念相談	14,018	(17,321)	65,023	(73,992)
2. 刑事被疑者弁護援助事業	8,480	(7,043)	681,834	(590,485)
3. 少年保護事件付添援助事業	3,593	(2,970)	389,593	(335,105)
4. 中国サハリン残留孤児等国籍取得支援				
①身元未判明者分（厚労省委託）	10	(7)	1,500	(1,050)
②身元判明者分（日本財団助成）	12	(13)	2,400	(3,450)
5. 難民法律援助	27	(36)	3,078	(3,149)
6. 犯罪被害者法律援助	115	(96)	14,623	(12,154)
7. 支部主催事業	—	(—)	55,374	(30,500)
合 計			1,213,425	(1,049,885)